

|             |  |
|-------------|--|
| 項 目         | 条例要配慮個人情報  |
| 規定上の<br>変更点 | 法で規定する要配慮個人情報のほか、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものを「条例要配慮個人情報」として条例で定めることができる<br>※ <u>条例要配慮個人情報の規定は、条例を定めた地方公共団体内部の個人情報にのみ適用される（民間部門には適用されない。）</u> |
| 分 類         | ②改正後の個人情報保護法において施行条例で定めるとされている事項<br>(法第 60 条第 5 項)   |

## 1 要配慮個人情報

現行条例及び法の要配慮個人情報は以下のとおり（現行条例における要配慮個人情報の定義は法の規定によるものと同一）

- (1) 人種
- (2) 信条（思想と信仰を含む。）
- (3) 社会的身分
- (4) 病歴
- (5) 犯罪の履歴
- (6) 犯罪により害を被った事実
- (7) 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）があること。
- (8) 健康診断その他の検査の結果
- (9) 健康診断その他の検査の結果に基づく医師の指導、診療、調剤が行われたこと。
- (10) 刑事事件に関する手続が行われたこと。
- (11) 少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

## 2 要配慮個人情報の取扱い

| 現行条例  | 改正法  |
|---|--|
| ・ 個人情報取扱事務の目録に要配慮個人情報が含まれているか否かを明記し、公表（条例第6条） | ・ 個人情報ファイル簿に要配慮個人情報が含まれているか否かを明記し、公表（法第75条）<br>・ 要配慮個人情報の漏えい等に関する個人情報保護委員会への報告義務（法第68条）<br>※ 条例要配慮個人情報も同様の扱い |

※ 現行条例においては、要配慮個人情報のうちセンシティブ情報（信条に関する個人情報及び社会的差別の原因となる個人情報（人種、社会的身分のうち同和地区出身であること））については収集の制限（条例第7条第3項）及び電子計算機処理の制限（条例第10条第1項）を定めているが、改正法においては、法に基づく規律を超えて取得や提供等に関する固有のルールを付加することは許容されない。

### 3 条例要配慮個人情報に関する本市の方向性

#### 本市独自の「条例要配慮個人情報」は規定しない

##### 【理由】

平成30年度に要配慮個人情報の規定を定める条例改正に係る諮問をした際にも、市独自の要配慮個人情報を定義することについては見送っている（※）。また、条例要配慮個人情報については地域の特性その他の事情に応じて定めるところ、本市において特段の事情はなく、近隣市（県内5市）についても定める予定はないとのことである。

よって現時点においては、条例要配慮個人情報は定めないこととし、今後も社会情勢を踏まえつつ条例要配慮個人情報の規定については検討していくこととする。

※ 当時の審議会においてはLGBT（性的少数者）、性的指向について要配慮個人情報として規定すべきか議論がなされたが、以下のような意見があったことから、規定することを見送っている。

- ・ 現代においてはLGBTをめぐる様々な議論がある中で、そもそもそれを配慮する情報だとすること自体が差別的とも考えられること
- ・ 「性別」を要配慮個人情報には入れずに「性的指向」だけを入れることはバランスを欠くこと
- ・ 当時検討中であった千葉市パートナーシップ制度パートナーシップをどのように認めるかという結論が出ない中で、審議会が「LGBT」「性的指向」について要配慮個人情報であるかどうか結論を出すべきではないこと

なお、平成31年1月から施行されている千葉市パートナーシップ宣誓制度において、パートナーシップとは、

互いを人生のパートナーとし、次に掲げる事項を約した2人の者の関係をいう。

ア 互いの合意のみに基づいて成立し、パートナーシップを形成しようとする2人の者が同等の権利を有し、相互の協力により維持される関係であること。

イ 同居し、共同生活において互いに責任を持って協力し、必要な費用を分担すること。

とあることから、LGBTであることや、本人の性的指向についてはパートナーシップを宣誓する要件になっていない。

よって、本市において「LGBT」「性的指向」を条例要配慮個人情報として定める特段の事情は他市と比較してもないと考えられる。